

(案)

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン

(計画期間 令和4年度～令和13年度)

令和4年●月

千早赤阪村

目次

<人権行政基本方針>

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
(1) 世界の動向	1
(2) 日本の動向	2
(3) 大阪府の動向	3
(4) 千早赤阪村の動向	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の構成	6
5. 計画の期間	6
6. 確認事項	6
第2章 千早赤阪村の現状と課題	7
1. 千早赤阪村の状況	7
(1) 人口の推移と将来人口	7
(2) 人口動態	7
2. 人権に関する住民意識調査	8
3. 現状と課題	23
(1) 人権教育啓発の推進	23
(2) 人権相談体制の充実	23
(3) 情報の収集の充実と提供機能の拡充	23
(4) 関係部局、機関との連携の強化	23
(5) 村民が家庭、学校、地域において協力連携を強化	24

第3章 基本理念と基本方針	25
1. 人権行政の考え方	25
2. 基本理念	25
3. 人権行政の基本方針	26

＜人権行政推進プラン＞

第1章 施策の体系	27
第2章 施策の基本方向	28
1. 人権教育啓発の推進	28
2. 相談体制の充実	28
3. 職員の人権意識の高揚	28
4. 情報の収集提供機能の充実	28
5. 協働の取組み	28
第3章 人権課題への取組み	29
(1) 子どもの人権	29
(2) 女性の人権	31
(3) 高齢者の人権	32
(4) 障がいのある人の人権	33
(5) 部落差別(同和問題)	34
(6) 外国人の人権	35
(7) 性的マイノリティの人権	36
(8) 職場等におけるハラスメント	37
(9) インターネット上の人権侵害	38
(10) 感染症に起因する人権侵害	39
(11) その他の様々な人々の人権	41

第4章 推進プランの推進体制と進行管理.....	43
1. 推進体制	43
(1) 千早赤阪村人権施策推進本部の設置	43
(2) 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会.....	43
(3) 職員の人権研修の推進.....	43
(4) 国、大阪府、近隣自治体関係団体などとの連携.....	43
(5) 村民事業者等との連携	43
2. 進行管理	44

人権行政基本方針

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年の人権をめぐる状況は、平成28年（2016年）に施行された「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」において国及び地方公共団体の責務が示されました。また、「性的マイノリティの人権」「インターネット上の人権侵害」など新たな人権問題も顕在化しています。

こうした様々な人権の課題に村民一人ひとりが自らの問題として気づき、共に考え、行動していくことが大切です。また行政においては、人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関、担当課にとどまらず、組織全体の課題として認識することが求められています。様々な人権問題の解決に向けた法律において、行政がなすべき責務が明示されており、これらの責務をふまえた計画策定を行います。

平成16年（2004年）に「人権行政基本方針」、平成17年（2005年）に「人権行政推進プラン」を策定しましたが、人権に関する様々な変化に対応するため、これらを見直し「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、総合計画や関連計画等との整合性を図り、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するために人権行政基本方針と人権行政推進プランを統合した計画として策定するものです。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動向

国連は、昭和23年（1948年）に世界人権宣言を採択し、その後もあらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現を目標として様々な取り組みを推進していくことが決定しました。

《世界の動向》

昭和23年（1948年）	世界人権宣言
昭和40年（1965年）	人種差別撤廃条約
昭和41年（1966年）	国際人権規約
昭和54年（1979年）	女子差別撤廃条約
平成元年（1989年）	児童の権利に関する条約
平成7年（1995年）	人権教育のための国連10年
平成16年（2004年）	人権教育のための世界計画
平成19年（2007年）	障害者の権利に関する条約
平成27年（2015年）	SDGs(持続可能な開発目標)

※ 世界・日本の動向の詳細については巻末資料をご参照ください。

(2) 日本の動向

我が国は、日本国憲法の施行以降、基本的人権の確立に向けて、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として人権問題の解決に向けて具体的な取組みを進めてきました。

《日本の動向》

昭和 22 年（1947 年）	：日本国憲法施行
昭和 40 年（1965 年）	：同和对策審議会答申
昭和 44 年（1969 年）	：同和对策事業特別措置法
昭和 57 年（1982 年）	：地域改善対策特別措置法
昭和 62 年（1987 年）	：地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
平成 8 年（1996 年）	：人権擁護施策推進法
平成 11 年（1999 年）	：男女共同参画社会基本法
平成 12 年（2000 年）	：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
平成 12 年（2000 年）	：ストーカー規制法
平成 12 年（2000 年）	：児童虐待防止法
平成 13 年（2001 年）	：配偶者暴力防止法
平成 17 年（2005 年）	：個人情報保護法
平成 21 年（2009 年）	：ハンセン病問題基本法
平成 25 年（2013 年）	：いじめ防止対策推進法
平成 25 年（2013 年）	：子どもの貧困対策法
平成 25 年（2013 年）	：生活困窮者自立支援法
平成 27 年（2015 年）	：女性活躍推進法
平成 28 年（2016 年）	：障害者差別解消法
平成 28 年（2016 年）	：部落差別解消推進法
平成 28 年（2016 年）	：ヘイトスピーチ解消法
平成 28 年（2016 年）	：教育機会確保法
平成 31 年（2019 年）	：アイヌ施策推進法
令和 元 年（2019 年）	：日本語教育推進法

(3) 大阪府の動向

大阪府では、「大阪府人権施策推進基本方針」により人権尊重の基本理念を基礎に据えた行政施策を展開しています。

① 大阪府人権施策推進基本方針

平成 13 年（2001 年）策定

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、総合的な施策の推進に努めることを定めています。

② 差別のない社会づくりのためのガイドライン

平成 27 年（2015 年）策定

事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例などを分かりやすく示すとともに、「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別の未然防止をめざします。

③ 大阪府人権尊重の社会づくり条例

平成 10 年（1998 年）施行、令和元年（2019 年）改正
人権尊重の社会づくりをめざして府・府民・事業者責務が明記されました。

④ 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

令和元年（2019 年）施行

性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、府・府民・事業者の責務を明記しています。

⑤ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

令和元年（2019 年）施行

ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いの違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして府の責務が明記され、府民・事業者には努力義務が設けられました。

(4) 千早赤阪村の動向

千早赤阪村は、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、人権問題に関連する諸計画を策定し、解決に向けた取組みを着実に進めています。

① 千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例

平成 13 年（2001 年）施行

人権尊重のまちづくりを進めるにあたって、村と村民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進をもってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的に定めました。

② 人権行政基本方針

平成 16 年（2004 年）策定、平成 19 年（2007 年）改訂

平成 13 年（2001 年）施行の千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例が定める村の責務を明確にし、第 3 次千早赤阪村総合計画を基に全庁的な人権の取組みを進めるための指針として策定しました。

③ 人権行政推進プラン

平成 17 年（2005 年）策定、平成 26 年（2014 年）改訂

人権行政を推進するにあたり、新たな時代を見据え、総合的かつ計画的に人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに社会的課題を有する村民の自立や社会参加を促進する、人権救済・保護のための施策を充実・発展していくことを目的とし策定しました。

④ 第 2 期千早赤阪村男女共同参画推進計画

平成 28 年（2016 年）策定

第 1 期の計画の実績などを基に千早赤阪村の特徴をとらえ、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するために策定しました。

⑤ いのちを支える千早赤阪村自殺対策計画

平成 31 年（2019 年）策定

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「生きることの包括的な支援」として全庁的な自殺対策を推進するために策定しました。

⑥ 第 5 次千早赤阪村総合計画

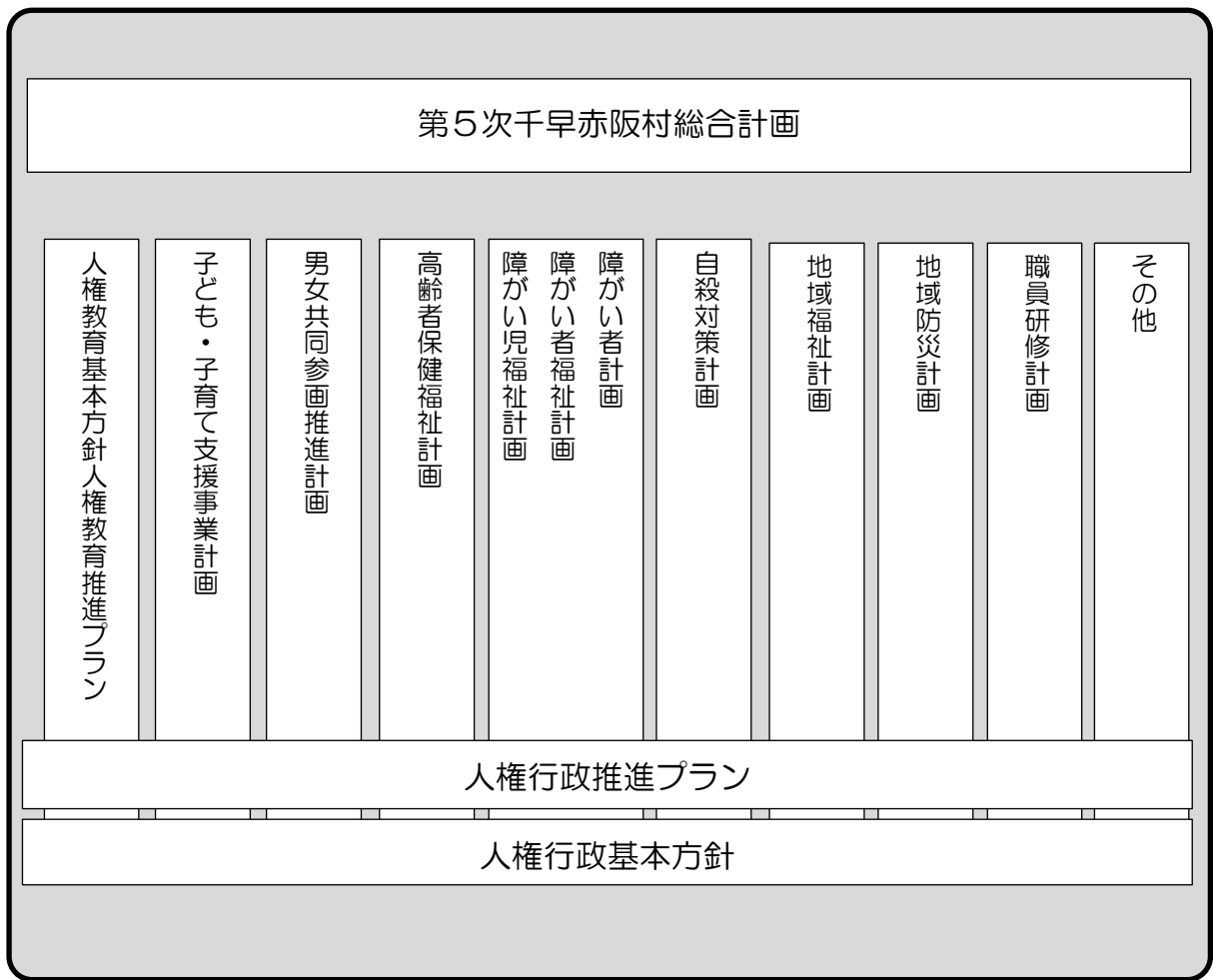
令和 3 年（2021 年）策定

総合的・計画的に村政運営を推進するため基本指針となる最上位計画です。村民・地域団体・事業者・行政がむらづくりの将来像を共有し、協働してむらづくりを推進します。

3. 計画の位置づけ

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランは、すべての村民が互いに人権を尊重し、一人ひとりが輝きながら、共生する村「ちはやあかさか」の実現をめざします。

基本方針は全行政分野別の計画づくりの基本となるものです。また、推進プランは分野別計画を人権の横軸でつなぐものです。



4. 計画の構成

第2次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランは、現行の「人権行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を統合し、基本理念及び基本方針で施策の方向性を示した上で、より具体的な行動計画を明記し、これらを一体化させた構成とします。

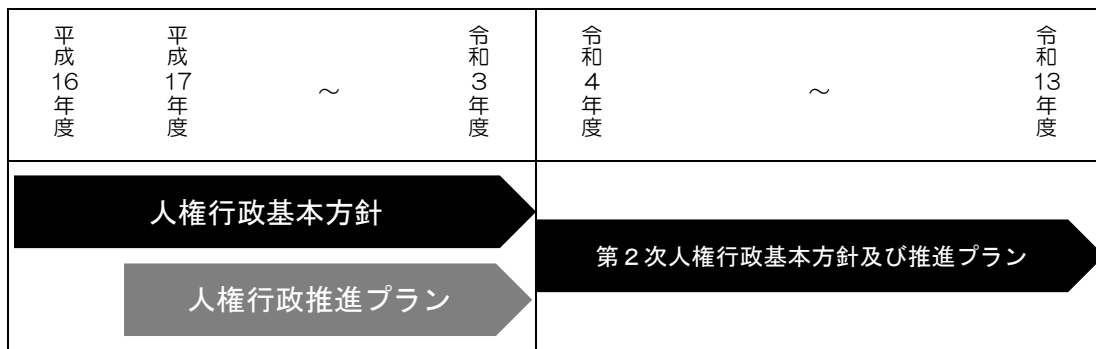
5. 計画の期間

○人権行政基本方針

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

○人権行政推進プラン

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし社会情勢の変遷に伴う様々なニーズに対応するため、随時見直しを行います。



6. 確認事項

計画の策定にあたっては、持続可能な開発目標として、将来にわたり本村が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていく必要があることから、SDGsの理念に基づいた実効性ある施策の実施を行います。

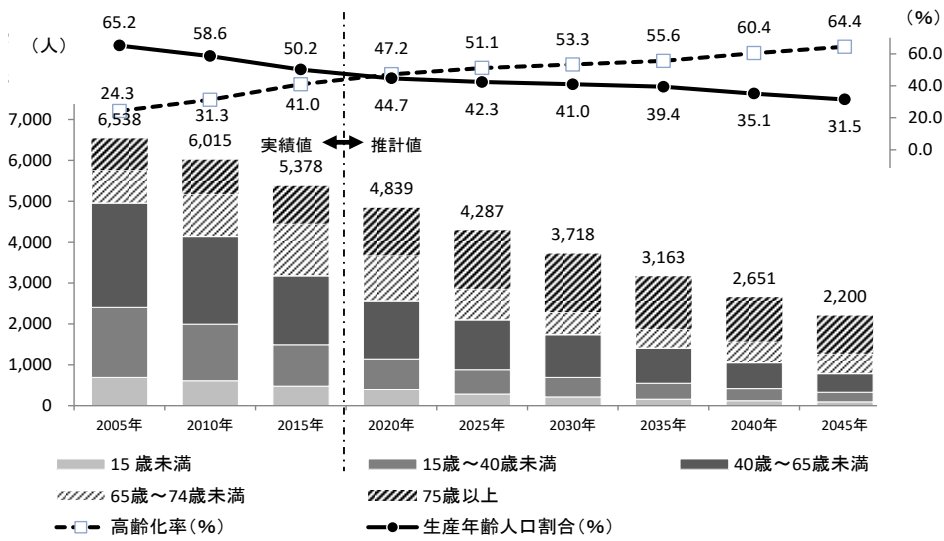


第2章 千早赤阪村の現状と課題

1. 千早赤阪村の状況

(1) 人口の推移と将来人口

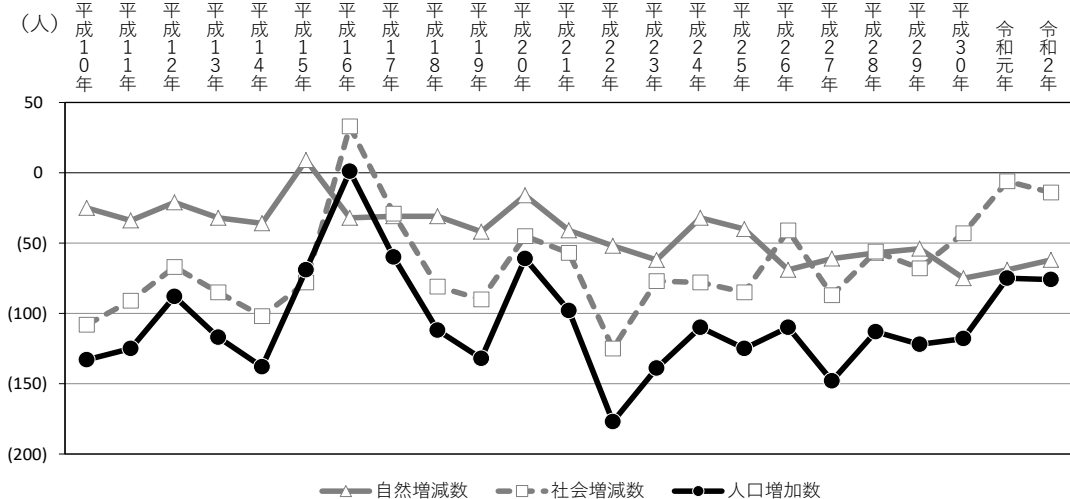
本村の人口は令和3年3月末現在 5,064 人（住民基本台帳）です。人口は減少傾向にあり、少子高齢化の傾向も見られます。将来推計を見ると、10年後の令和12年人口は3,718人、高齢化率は53.3%に達すると予測されています。



資料：国勢調査(2005～2015年)、国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口(2018年3月推計)」

(2) 人口動態

本村の人口は転出入による社会増減の影響を受け、平成16年を除き各年の人口減少数は60～180人となっています。



資料：住民基本台帳

2. 人権に関する住民意識調査

これまでの人権施策の成果や課題を把握し、今後のより効果的な人権啓発活動の在り方を検討する資料とするため、「人権に関する住民意識調査」を実施しました。

調査対象	千早赤阪村在住の16歳以上の住民1,000人 (年齢階層別ランダムサンプリング)
調査期間	令和3年1月19日から2月1日
回収状況	有効回収数398 (有効回収率:39.8%)

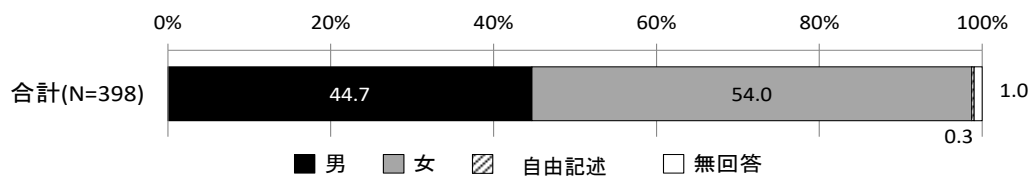
※ 図及び表の“N”は各設問における母数を表しています。

※ 百分比は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため個々の比率の合計が100%と一致しない場合があります。

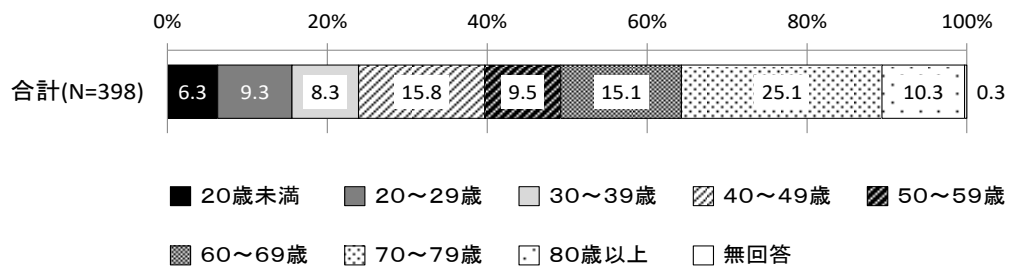
調査の集計結果

1 あなた自身について

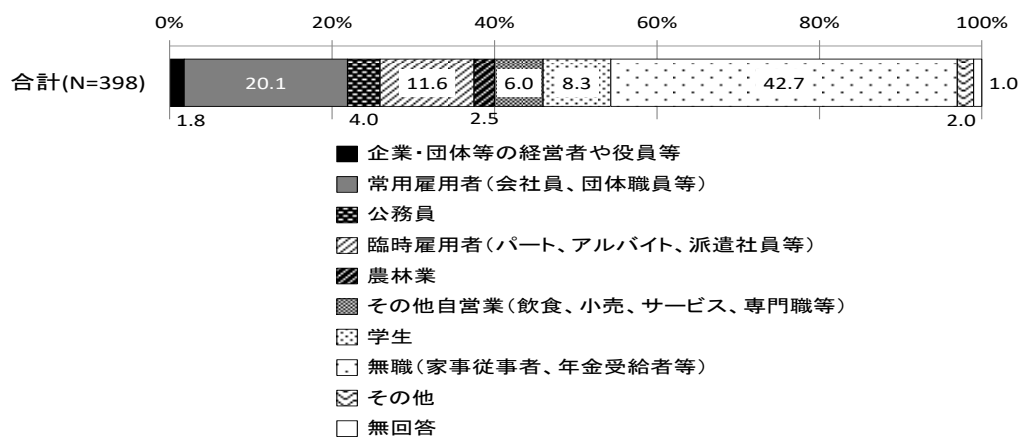
1-1 性別



1-2 年齢



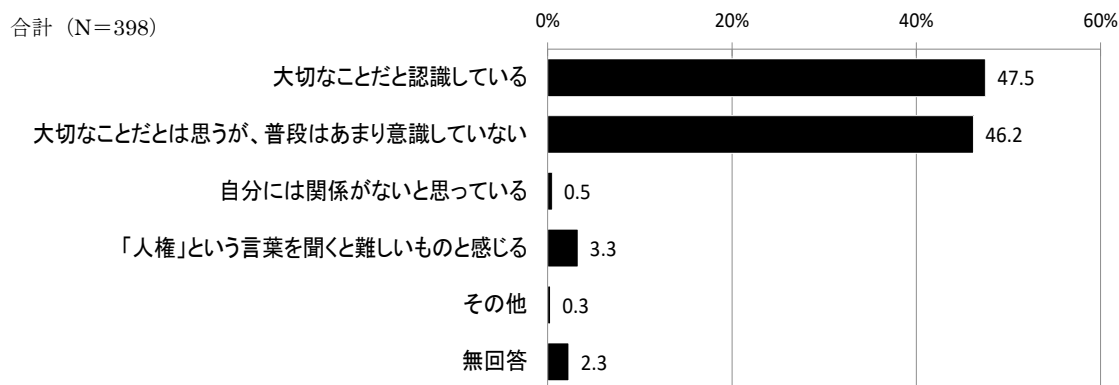
1-3 職業



2 人権意識と人権学習について

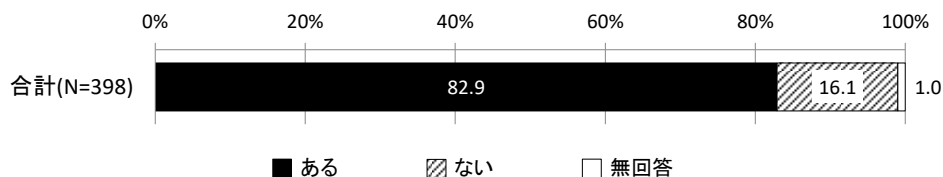
2-1 【人権意識について】

「大切なことだと認識している」(47.5%)に、「大切なことだと思うが、普段あまり意識していない」(46.2%)を合わせると93.7%となっています。



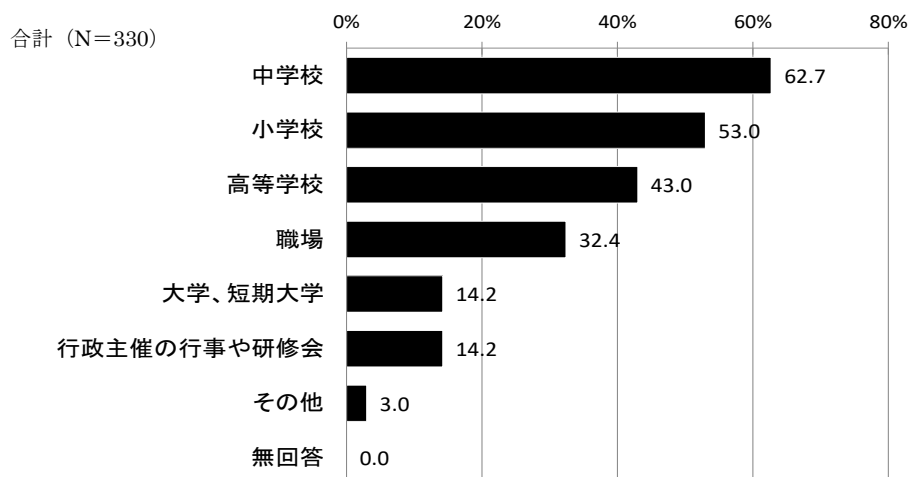
2-2 【人権に関して学んだ経験】

学校や職場などで人権に関して学んだ経験のある人は、82.9%となっています。

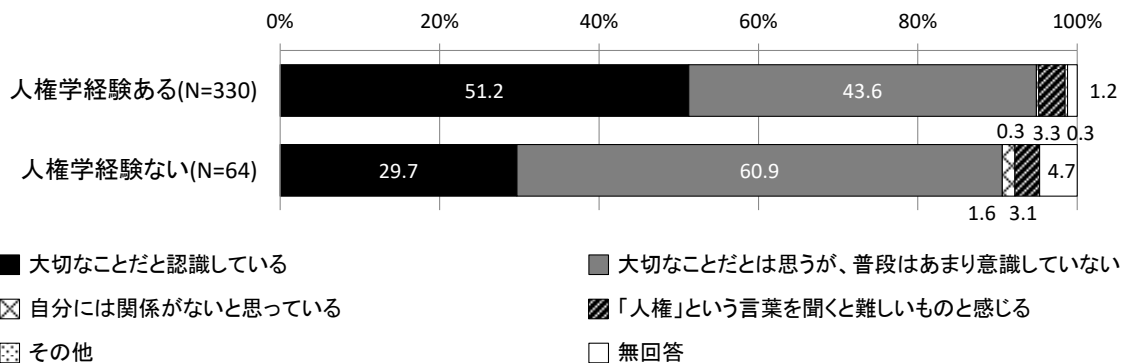


2-3 【人権に関してどこで学びましたか】

人権に関して学んだ経験のある人に、どこで学んだかを尋ねました。「中学校」(62.7%)、「小学校」(53.0%)、「高等学校」(43.0%)、「職場」(32.4%)、「大学、短期大学」(14.2%)、「行政主催の行事や研修会」(14.2%)となっています。

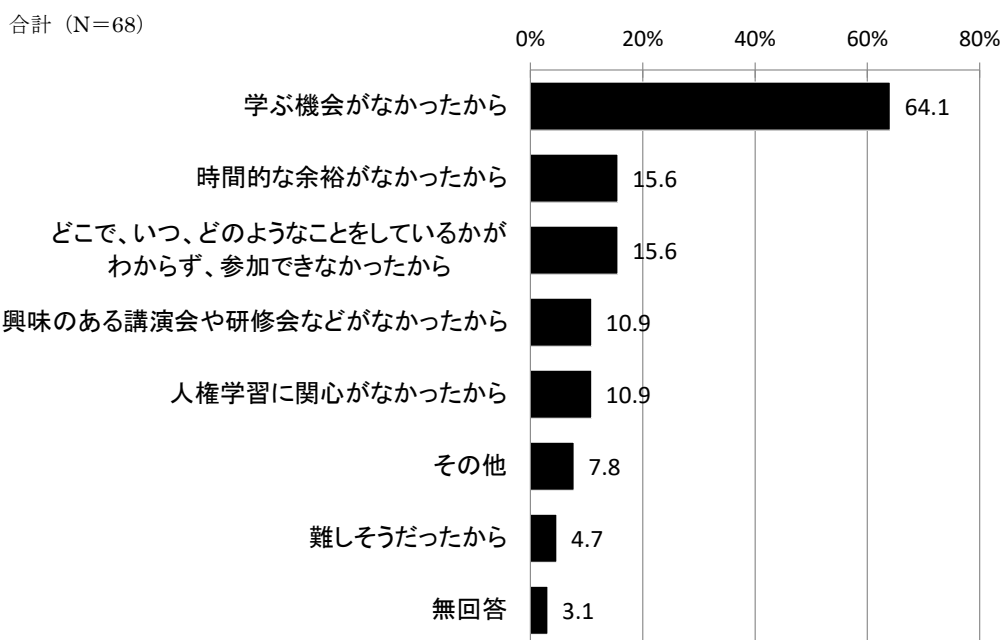


また、人権意識と人権学習との関係性をみると、人権学習経験者ほど人権意識が高い傾向にあります。



2-4 【人権に関して学んでいない場合の理由について】

人権に関して学んだ経験のない人に、学んでいない理由を尋ねました。「学ぶ機会がなかったから」(64.1%)、「時間的な余裕がなかったから」(15.6%)、「どこで、いつ、どのようなことをしているかわからず、参加できなかったから」(15.6%)、「興味のある講演会や研修会などがなかったから」(10.9%)、「人権学習に関心なかったから」(10.9%)となっています。

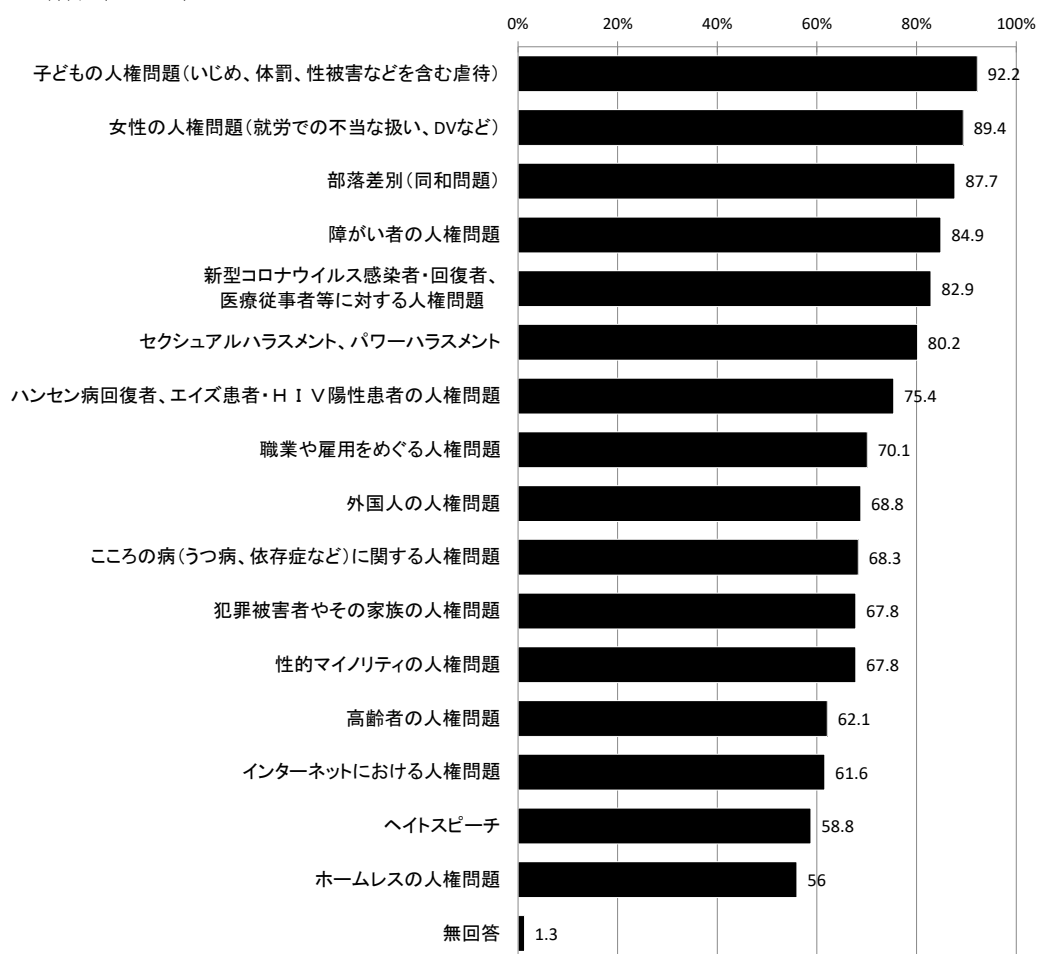


3 人権課題の認知状況とそれを知ったきっかけ

3-1 【人権課題の認知状況】

「子どもの人権問題（いじめ、体罰、性被害などを含む虐待）」（92.2%）、「女性の人権問題（就労での不当な扱い、DVなど）」（89.4%）、「部落差別（同和問題）」（87.7%）、「障がい者の人権問題」（84.9%）、「新型コロナウイルス感染者・回復者、医療従事者等に対する人権問題」（82.9%）、「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント」（80.2%）などが多くなっています。

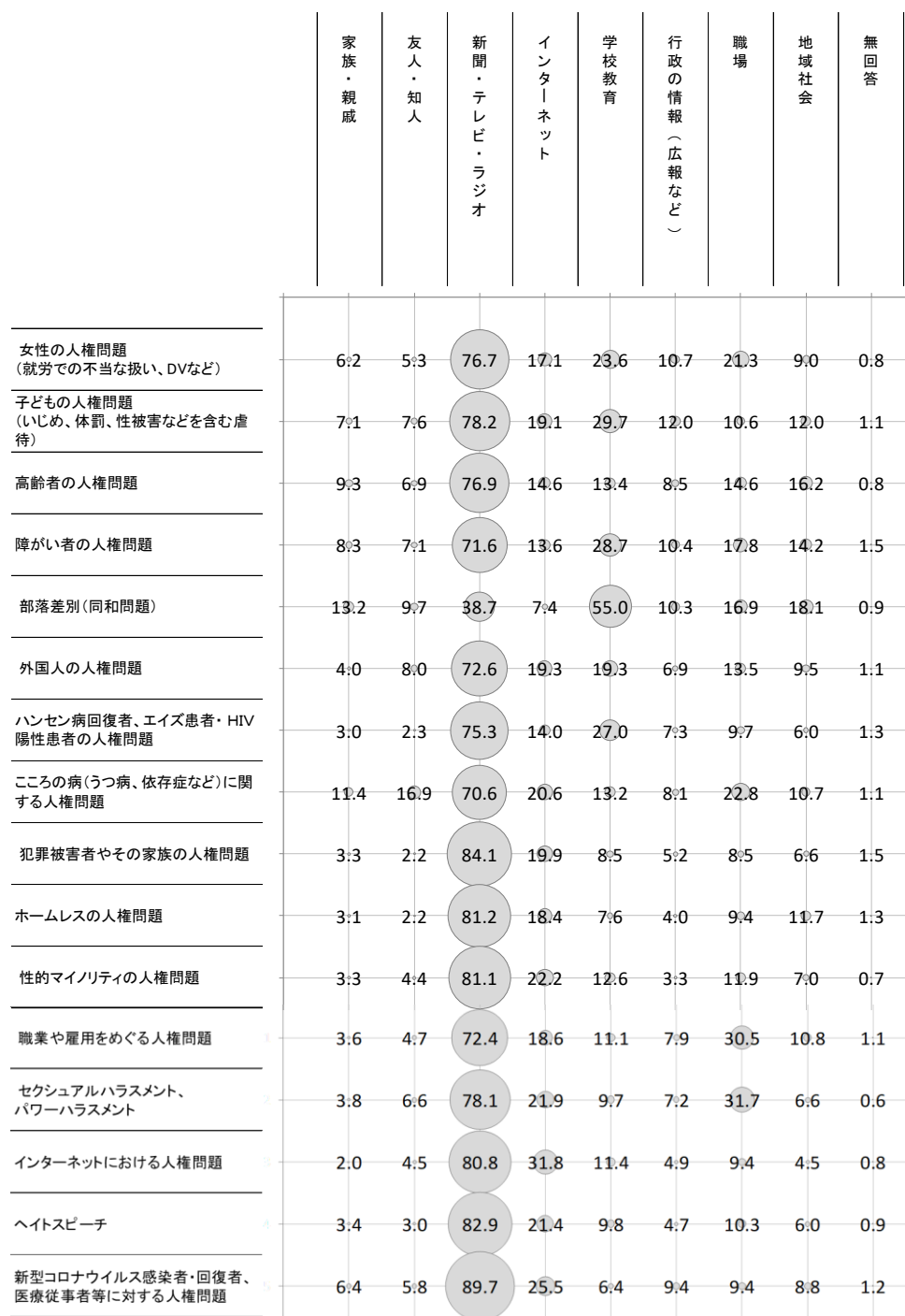
合計（N=398）



3-2 【人権課題を知ったきっかけ】

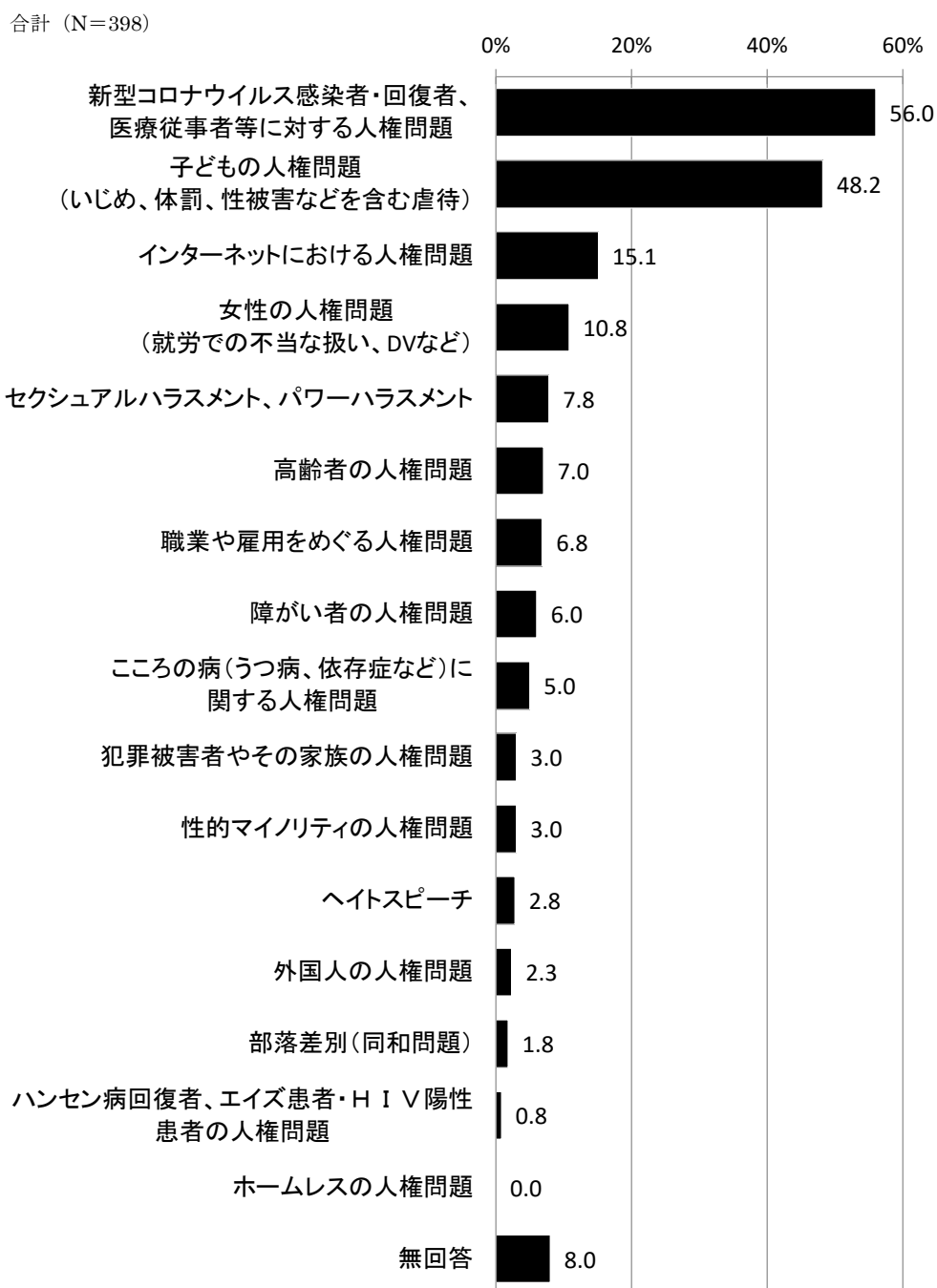
人権課題を知ったきっかけの割合は、各項目とも「新聞・テレビ・ラジオ」(70.6~89.7%)が高くなっています。しかし、「部落差別(同和問題)」では「学校教育」(55.0%)が高くなっています。

合計 (N=398)



4 人権問題のうち、特に急いで対応すべき問題

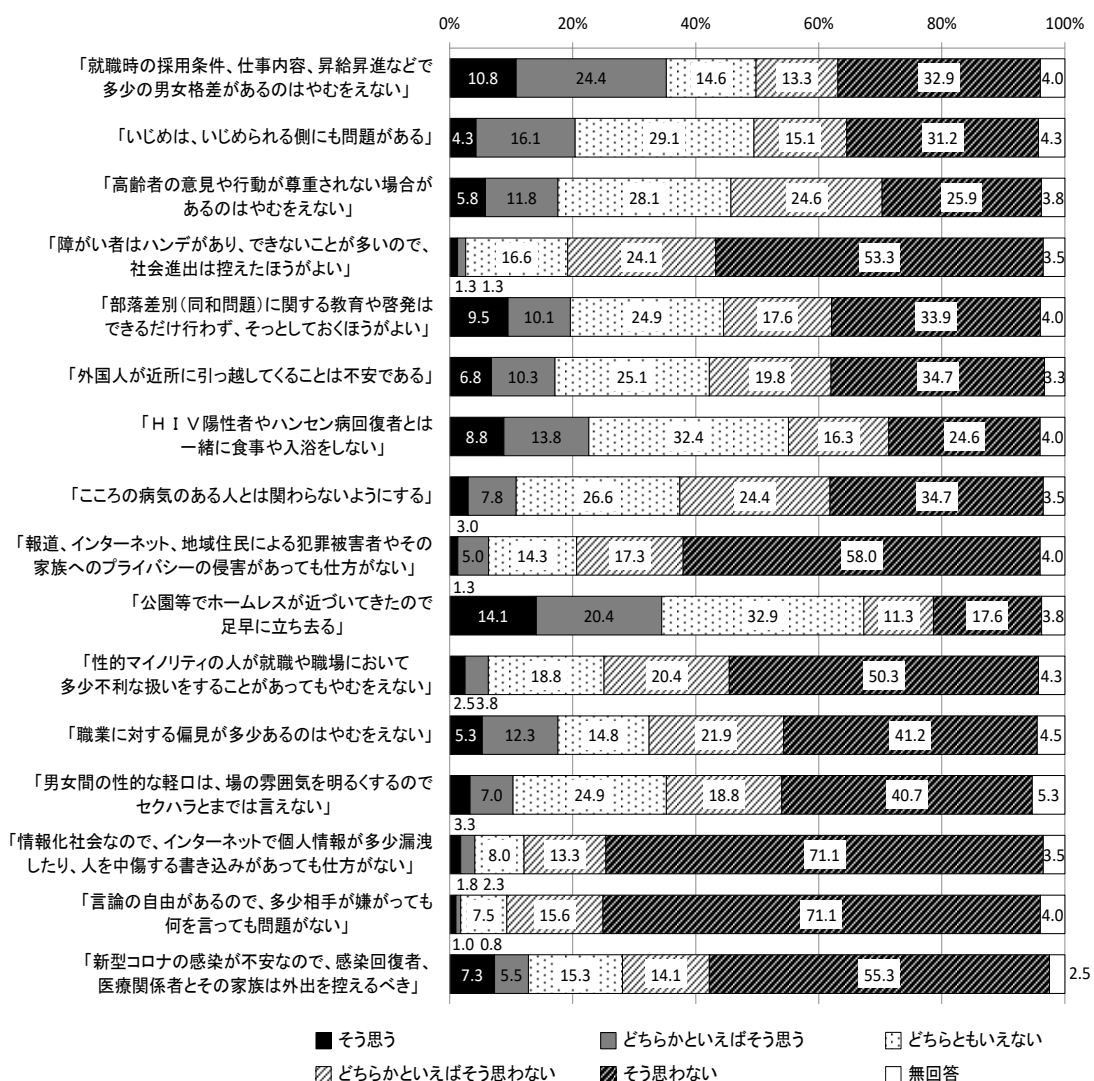
「新型コロナウイルス感染者・回復者、医療従事者等に対する人権問題」(56.0%)、「子どもの人権問題(いじめ、体罰、性被害などを含む虐待)」(48.2%)、「インターネットにおける人権問題」(15.1%)。「女性の人権問題(就労での不当な扱い、DVなど)」(10.8%)などが多くなっています。



5 社会における人権に関わる考え方

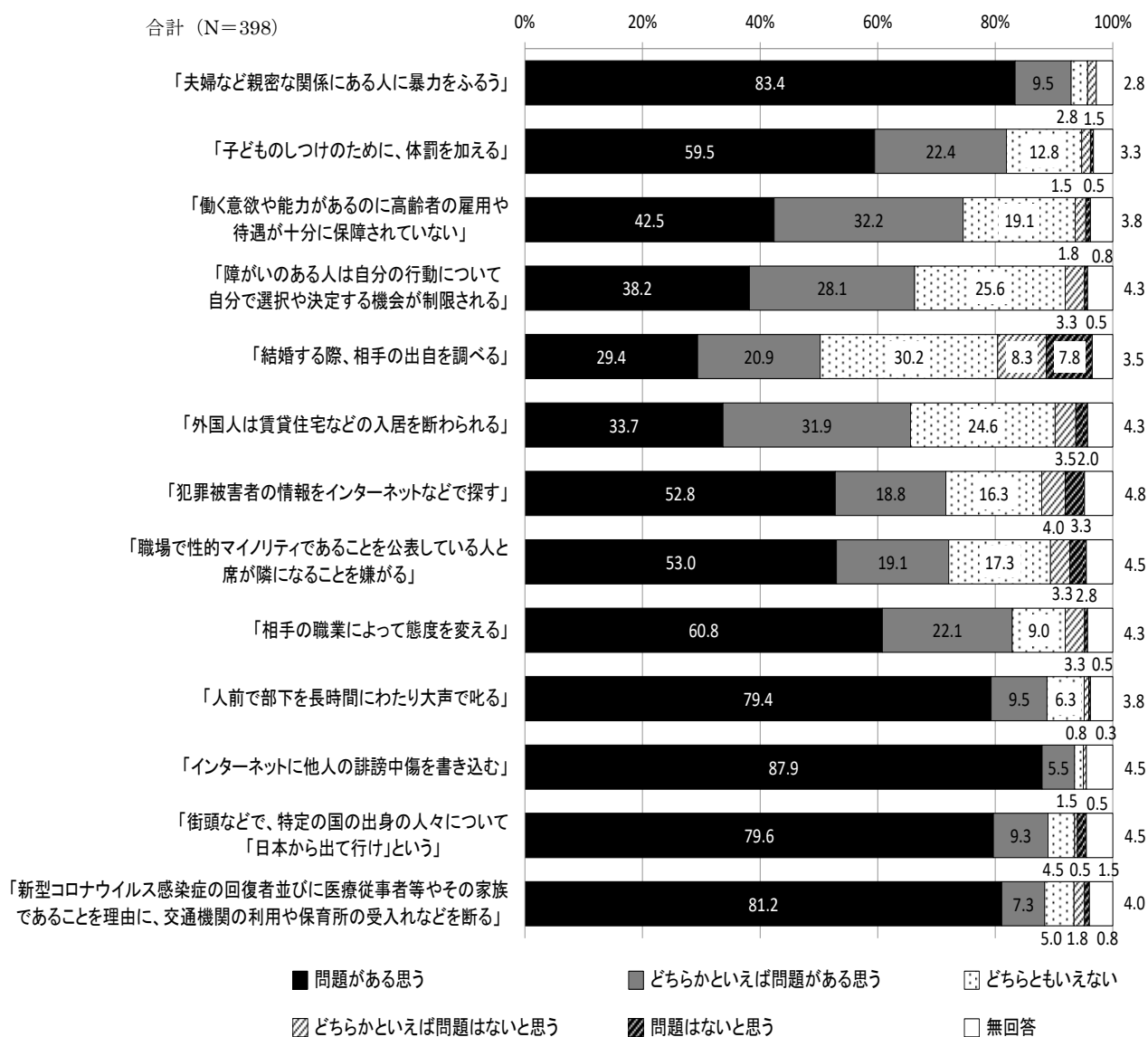
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』の割合で見ると、「就職時の採用条件、仕事内容、昇給昇進などで多少の男女格差があるのはやむをえない」(35.2%)、「公園等でホームレスが近づいてきたので足早に立ち去る」(34.5%)、「H I V陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」(22.6%)、「いじめは、いじめられる側にも問題がある」(20.4%)などが多くなっています。

合計 (N=398)



6 日常生活における行為や行動に対する人権意識

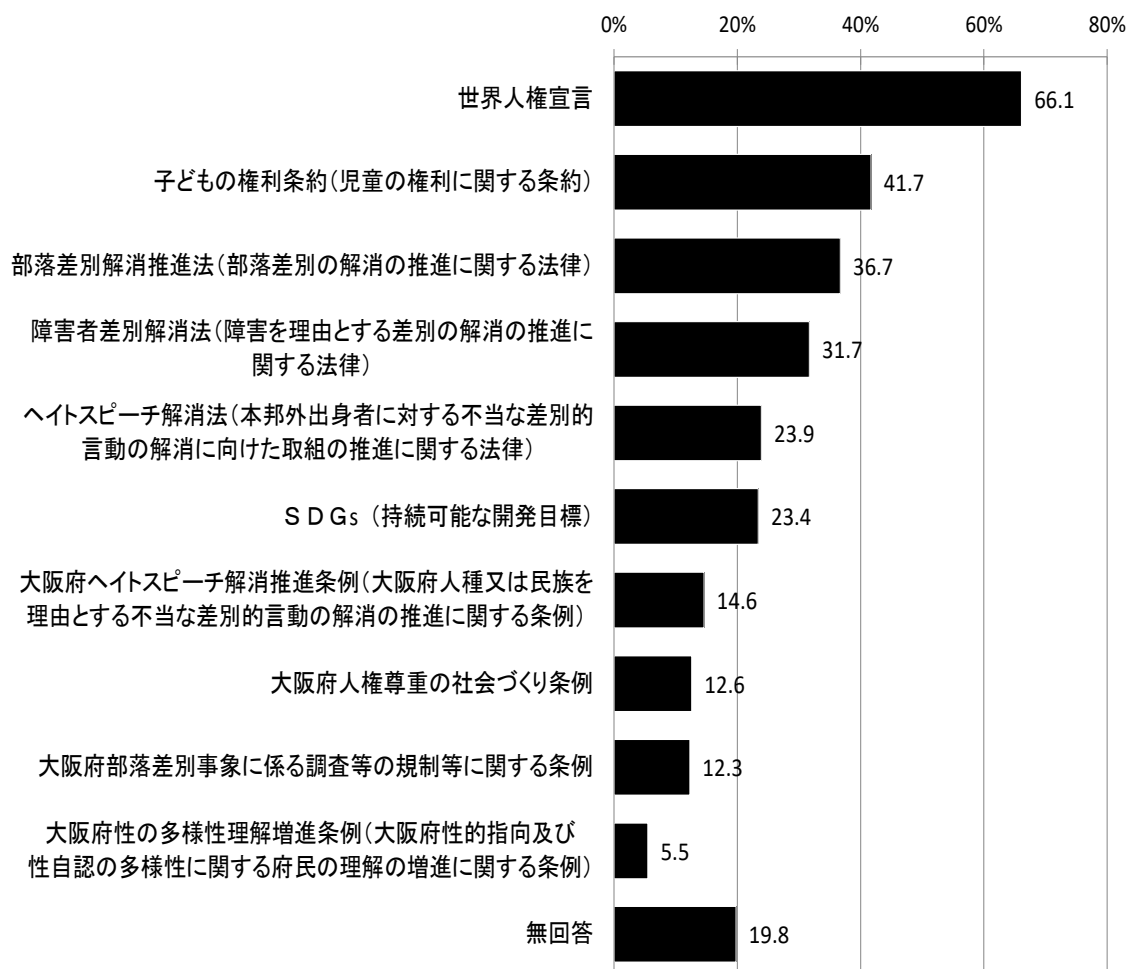
多くの項目が「問題があると思う」と「どちらかといえば問題があると思う」を合わせた『問題があると思う』の割合は70%以上で、人権意識の高さがみられますが、「障がいのある人は自分の行動について自分で選択や決定する機会が制限される」(66.3%)、「外国人は賃貸住宅などの入居を断られる」(65.6%)、「結婚する際、相手の出自を調べる」(50.3%)の項目は他の項目よりも低くなっています。



7 人権に関する法律や条例等を知っていますか

「世界人権宣言」(66.1%)、「子どもの権利条約」(41.7%)、「部落差別解消推進法」(36.7%)、「障害者差別解消法」(31.7%)などがよく知られています。

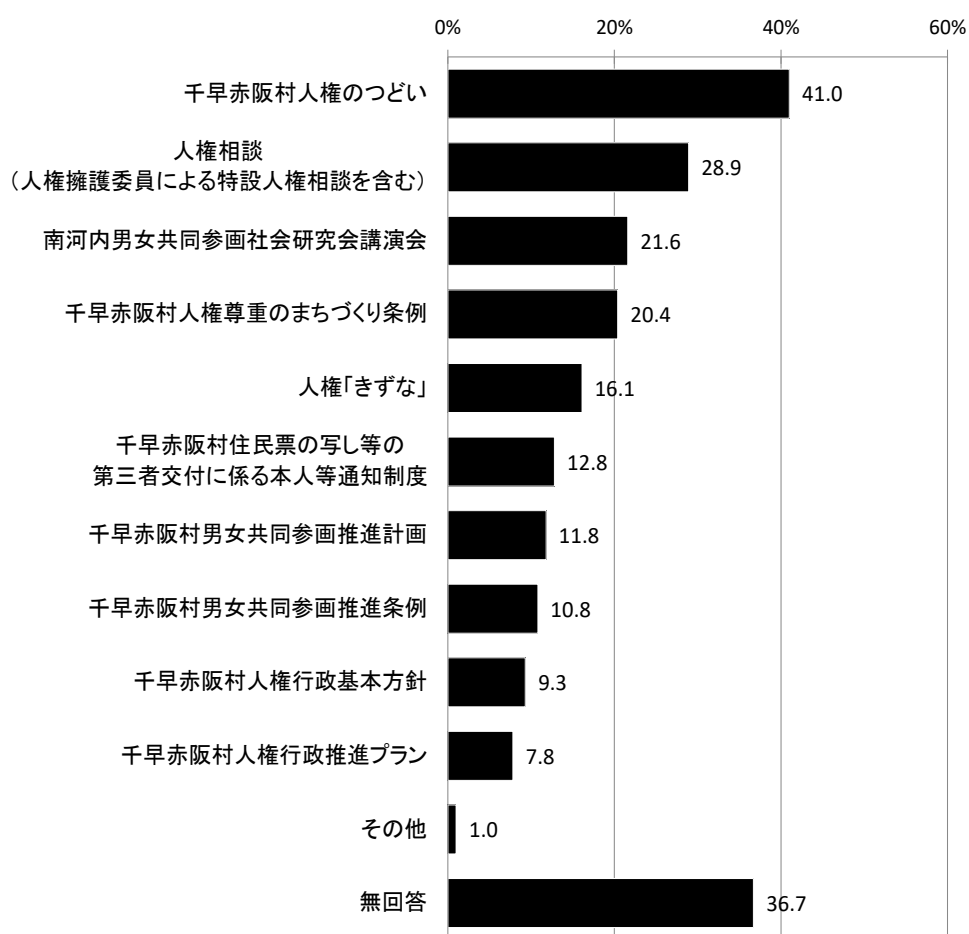
合計 (N=398)



8 千早赤阪村や千早赤阪村人権協会が行う人権に関する事業等についてどれを知っていますか

「千早赤阪村人権のつどい」(41.0%)、「人権相談」(28.9%)、「南河内男女共同参画社会研究会講演会」(21.6%)、「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(20.4%)の順に認知度が高くなっています。

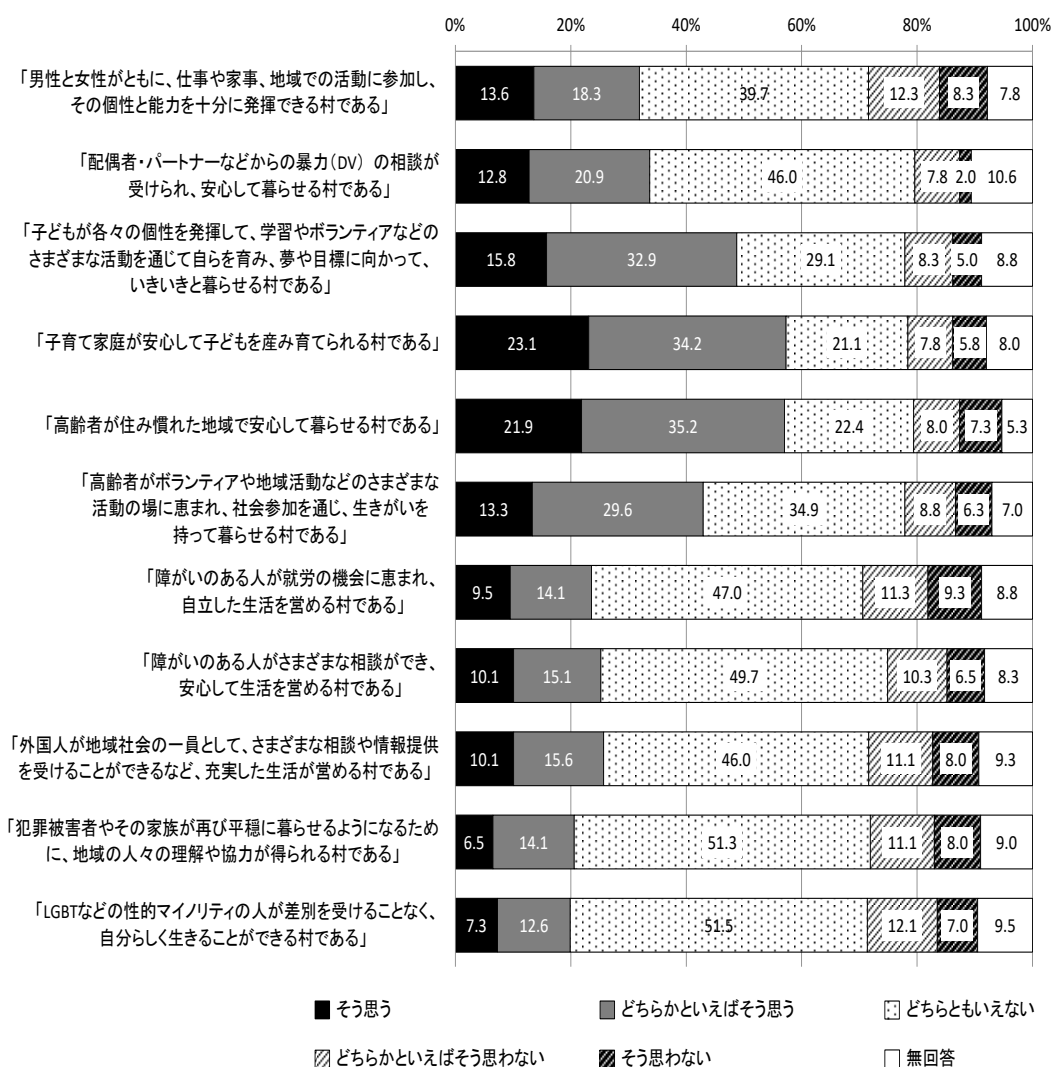
合計 (N=398)



9 千早赤阪村は、次の人権課題について「人権が尊重される村」であると思いませんか

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』の割合で見ると、「子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる村である」(57.3%)、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる村である」(57.1%)、「子どもが各々の個性を發揮して、学習やボランティアなどのさまざまな活動を通じて自らを育み、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせる村である」(48.7%)、「高齢者がボランティアや地域活動などのさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせる村である」(42.9%)などが多くなっています。

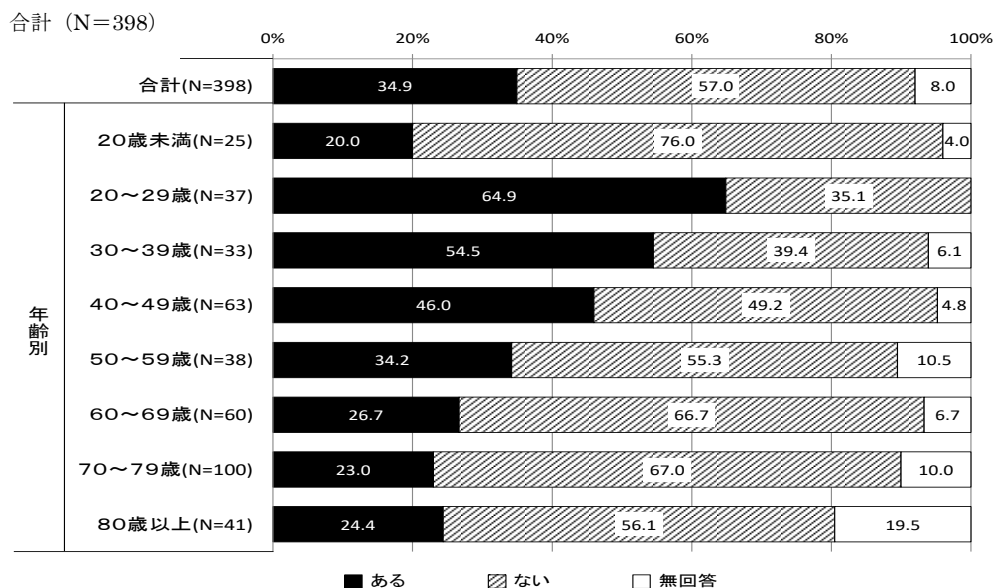
合計 (N=398)



10 人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動・行動など

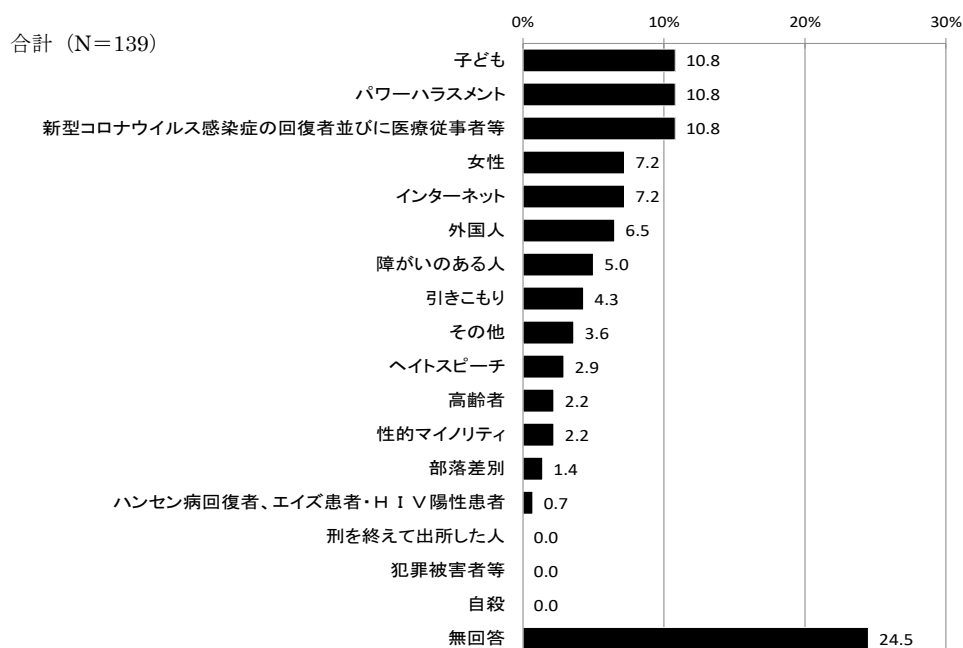
10 - 1 【最近5年間での人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動について】

「見聞きしたことがある」が34.9%、年齢別では20歳未満は20%と低くなっていますが20～29歳が64.9%で一番高く、その後は年齢が高くなるにしたがって低くなっています。



10 - 2 【それはどのような人権問題に関するものでしたか】

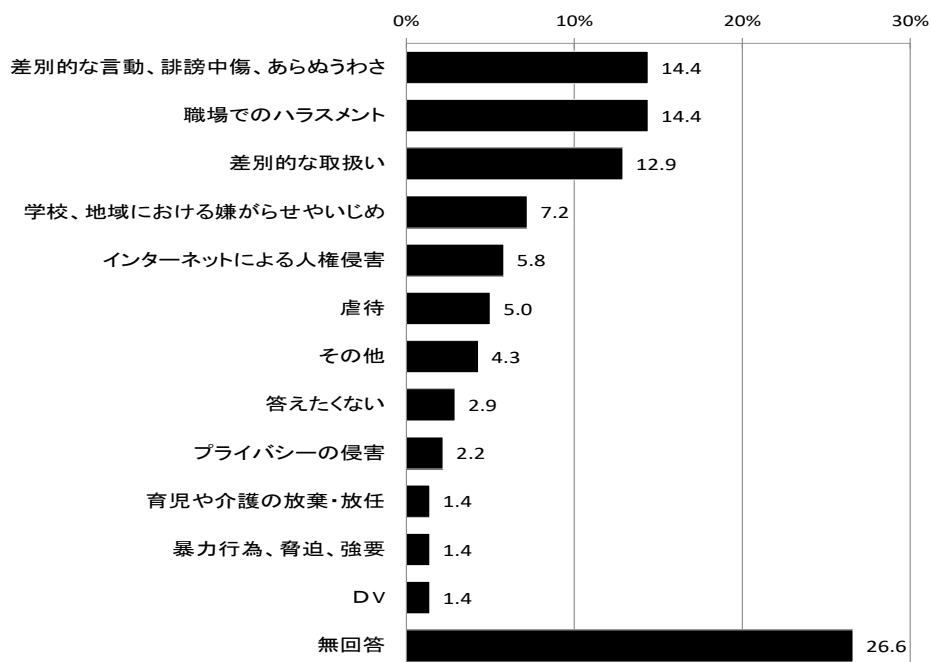
「子ども」(10.8%)、「パワーハラスメント」(10.8%)、「新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等」(10.8%)、「女性」(7.2%)、「インターネット」(7.2%)などが多くなっています。



10 - 3【それはどのような内容でしたか】

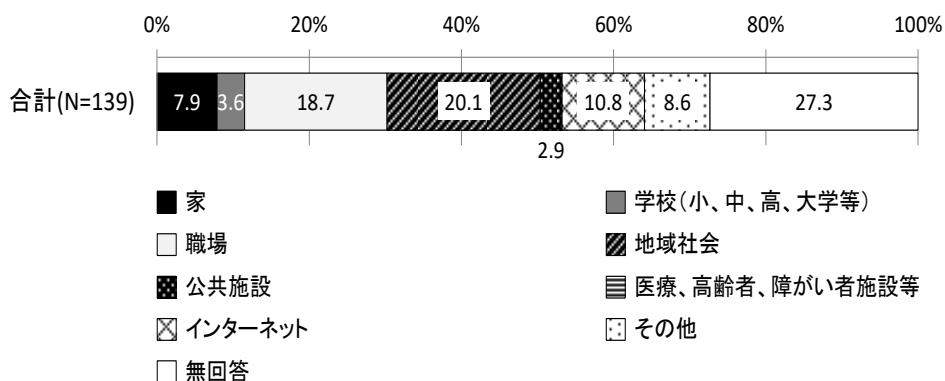
「差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」(14.4%)、「職場でのハラスメント」(14.4%)、「差別的な取扱い」(12.9%)、「学校、地域における嫌がらせやいじめ」(7.2%)などが多くなっています。

合計 (N=139)



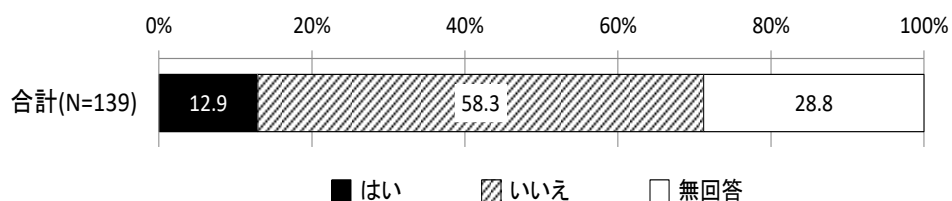
10 - 4【それはどこで見聞きしましたか】

「地域社会」(20.1%)、「職場」(18.7%)、「インターネット」(10.8%)などが多くなっています。



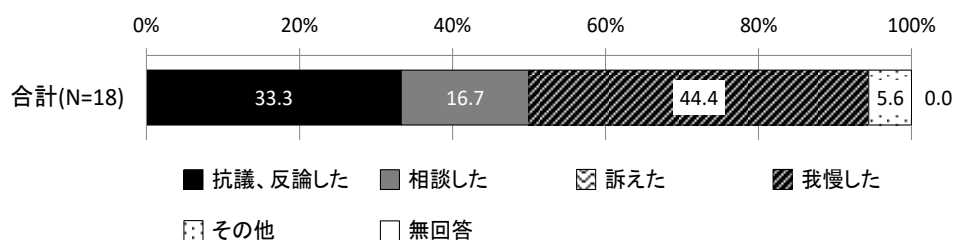
10 — 5【それはあなた自身に対するものでしたか】

「はい」(12.9%)、「いいえ」(58.3%) となっています。



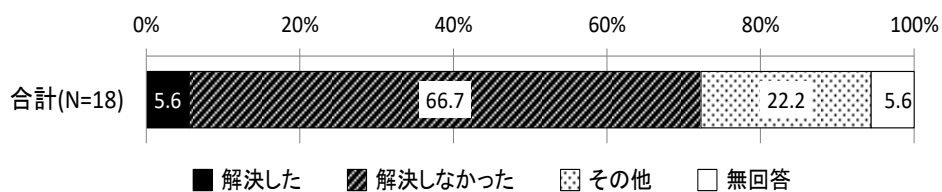
10 — 6【あなた自身に対する言動にどのように対応しましたか】

「我慢した」(44.4%)、「抗議、反論した」(33.3%)、「相談した」(16.7%)、「その他」(5.6%) となっています。

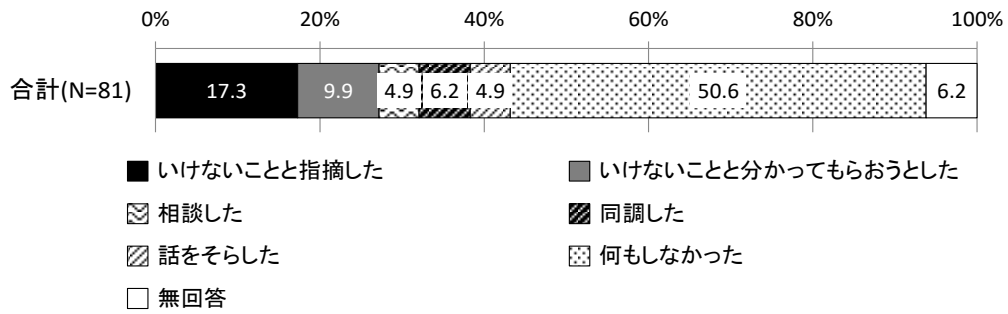


10 — 7【その事案は最終的に解決しましたか】

「解決しなかった」(66.7%)、「その他」(22.2%)、「解決した」(5.6%) となっています。

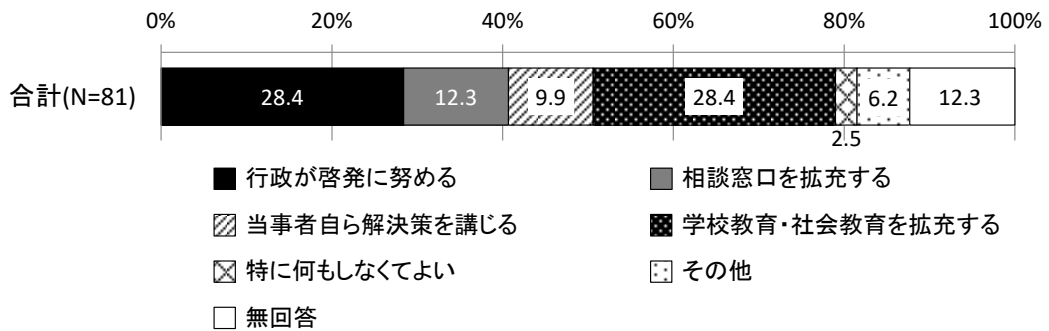


10 — 8【あなた自身に対するものでない言動にどのように対応しましたか】
「何もしなかった」(50.6%)、「いけないことと指摘した」(17.3%)、「いけないことと分かってもらおうとした」(9.9%)、「いけないことと分かってもらおうとした」(9.9%)、「同調した」(6.2%) となっています。



10 — 9【あなた自身に対するものでない言動にどのように対応したらよいと思いますか】

「行政が啓発に努める」(28.4%)、「学校教育・社会教育を拡充する」(28.4%)、「相談窓口を拡充する」(12.3%)、「当事者自ら解決策を講じる」(9.9%) となっています。



3. 現状と課題

(1) 人権教育・啓発の推進

人権教育や啓発活動の目的は、村民一人ひとりが「人権が大切なことと認識すること」にあり、また、人権課題に正しく向き合い、行動することができる“力”を養っていくことにあります。

人権教育の経験がある人ほど人権意識が高く、人権問題事象への対応行動が積極的である傾向が見られ、義務教育段階からライフステージに対応した、きめ細やかな人権教育の機会の拡充が求められます。

(2) 人権相談体制の充実

人権問題が発生したときの対応策として、「相談窓口の拡充」が重要な課題となり、相談窓口を周知していくことも求められます。外国人や障がいのある人なども安心して地域で生活を営み、必要な時に様々な相談ができる機能の充実や体制整備は必要不可欠となっています。

課題を抱えた村民が気軽に相談支援を活用できるよう改善を図るとともに、「一人も見逃さない相談体制」の構築が求められます。

(3) 情報の収集の充実と提供機能の拡充

人権に関する法律や大阪府や本村の条例についての村民の認知度は、まだ低い状況にあります。人権啓発は行政からの一方的な情報提供にとどまらず、村民参加型イベントなどでの多様な人々との交流、家庭内や学校、地域、職場、施設などでの自主的な話し合いなど、様々な学びの機会を通じて、村民が自主的に知るとともに行政が村民の人権についてのニーズを把握することが重要です。

また、様々な生活課題を抱え困難に直面している村民に、必要な情報を適切に提供する仕組みづくりが求められます。

(4) 関係部局、機関との連携の強化

行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の視点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため千早赤阪村人権協会、大阪府、(一財)大阪府人権協会、大阪企業人権協議会などの関係団体と連携し、人権ネットワークを広げる啓発活動が求められます。

(5) 村民が家庭、学校、地域、職場において協力・連携を強化

人権問題は、日常生活の様々な場所や場面で起こっています。性別や年齢に関わらずあらゆる人々が人権問題の被害者となったり、あるいは加害者となる場合があります。人権意識を高めていくためには、家庭、学校、地域、職場などにおいて、自主的な人権教育・啓発に取り組むとともに、行政の人権施策に協力・連携していくことが求められます。

第3章 基本理念と基本方針

1. 人権行政の考え方

本村では、日本国憲法の基本的人権を保障し、村民一人ひとりが安心して、自分らしく暮らせる社会を創っていくことを行政の大きな目的の一つとして捉えます。こうした社会の実現に向け、あらゆる人権課題への取組みや対応などを村全体の課題とし、日常業務をはじめ、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の観点に立って推進します。

2. 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには、すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

本村では、多様な人々が互いの違いを、認め合いながら共生し、協働する地域社会をめざします。

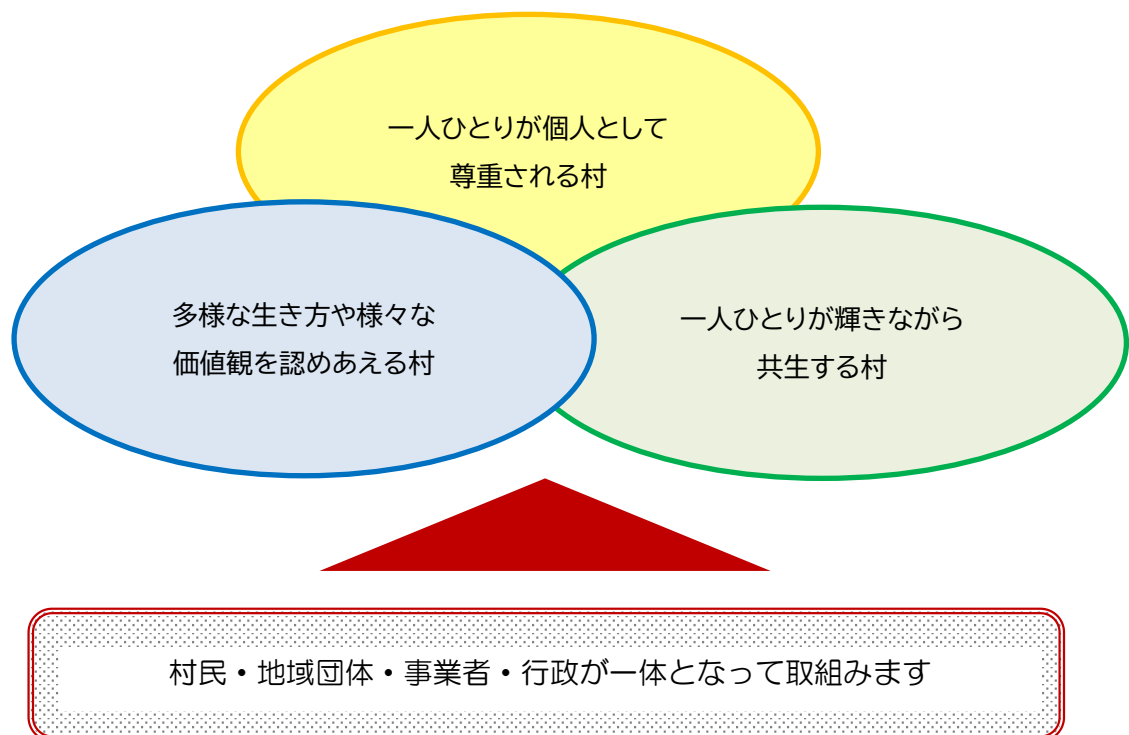
〈基本理念〉

すべての村民が互いに人権を尊重し、
一人ひとりが輝きながら、共生する村

「ちはやあかさか」

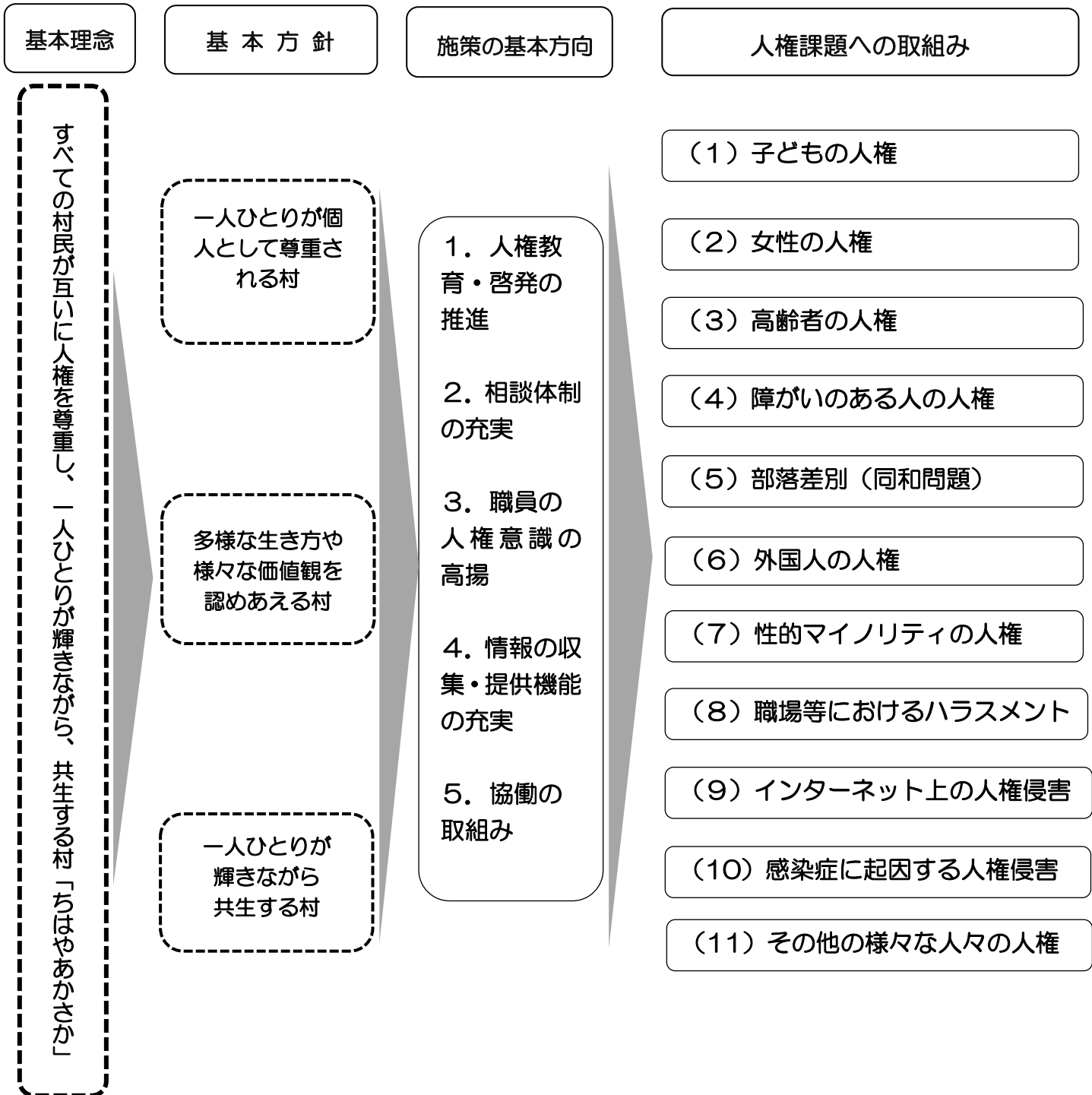
3. 人権行政の基本方針

- (1) 一人ひとりが個人として尊重される村
一人ひとりの生命、自由、平等が保障され、すべての人が個人として尊重される村の実現をめざします。
- (2) 多様な生き方や様々な価値観を認めあえる村
多くの人々と協力しながら、個人が輝き、多様な生き方や様々な価値観を互いに認めあえる村の実現をめざします。
- (3) 一人ひとりが輝きながら共生する村
村民、地域団体、事業者、行政の協働により一人ひとりが地域とつながりを持ち、共に生きることができる村の実現をめざします。



人権行政推進プラン

第1章 施策の体系



第2章 施策の基本方向

1. 人権教育・啓発の推進

村民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

2. 相談体制の充実

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権尊重の視点から村民の相談を受け止め、適切な支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組めます。

3. 職員の人権意識の高揚

人権行政を推進する人材の育成として、全職員に対して現在の人権問題の様々な課題を踏まえ、適切なテーマの人権研修を推進します。

4. 情報の収集・提供機能の充実

人権問題は多様化・複雑化しており、村民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く村民に提供していく機能の充実に取り組めます。

5. 協働の取り組み

行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の観点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、村民一人ひとりの課題であり、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため、村民・地域団体・事業者・行政が対等な立場で互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

第3章 人権課題への取組み

(1) 子どもの人権

【現状と課題】

- 「人が人として生きる権利」は、大人、子どもに関わらず、すべての人が持っています。子どもは社会の宝として、家庭や社会のなかで健やかに育てていくものとして、大切にしてきました。国連で採択された「児童の権利に関する条約」（日本では平成6年批准）において、子どもの「生きる、育つ、守られる、参加する」権利が保障されています。
- 平成28年の児童福祉法改正では、児童の健やかな成長・発達が保障され、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。しかし、子どもに対する虐待の増加、学校でのいじめや、インターネットでの誹謗中傷の氾濫、体罰、自殺、不登校の問題や学校における暴力行為、ヤングケアラー問題など、子どもを取り巻く環境はより深刻な状況となっています。
- 本村では、「千早赤阪村いじめ防止基本方針」（平成30年9月）を策定し、子どもの人権を守る取組みを進めていますが、子どもたちを取り巻く環境において、いじめや体罰、虐待は「人権侵害」であるということを通じてすべての人々に対して積極的に啓発するとともに、早期に発見し、速やかに対応することが重要です。
- 住民意識調査では、「子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる村である」という意識が57.3%と高くなっており、今後も、子育て、子どもの教育の取組みが重要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 児童行政の推進にあたっては、児童の権利を尊重した施策の充実を基本とし、サービスの受け手である子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮する必要があります。そのため、関係機関に対し「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容についての理解を共有するとともに、幅広く普及啓発を行います。
- ・ 「人権教育基本方針人権教育推進プラン」に基づき、子どもたちが自ら学び、考える力を育てる教育を進め、人権尊重を基盤においた学校教育の推進に取り組めます。

② 相談体制の充実

- ・ 核家族化、少子化、地域や家庭の子育て力の低下などによる育児不安などについて、保健師、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、地域子育て支援拠点「ひまわり」、子育て世代包括支援センターによる相談などにより、子育て相談体制の充実や情報提供に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・ 村職員・教職員が「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容についての理解を深める研修に取り組めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・ 複雑多様化する子どもの人権問題の早期発見に努め、家庭や学校などでの人権問題が深刻化しないよう支援のための情報収集を図ります。また子どもの人権問題に悩む家庭などへ正しい情報を提供する機能の充実を図ります。

⑤ 協働の取組み

- ・ 潜在する児童虐待を早期に発見し、発生を未然に防止するため、民生委員、児童委員、家庭や

地域住民、役場関係各課、子ども家庭総合支援拠点、学校、子ども家庭センター、医療機関、警察などの関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応がとれるよう体制及び機能の充実に努めます。

(2) 女性の人権

【現状と課題】

- 家庭や職場における男女差別、性犯罪などの女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントなどの女性に対する人権問題が数多く発生しています。
- 本村では、「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」（平成28年3月）を策定し、「男女共同参画社会実現のための意識づくり」「男女共同参画社会を実現するための仕事と生活の調和」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」「互いの人権尊重」「DV防止対策と被害者支援」の5つの基本目標を掲げ、取り組んでいます。
- 「家事、育児、介護などは女性の役割」と考える固定的な性別役割分担意識の変革を促進するとともに、社会、経済、政治、家庭などあらゆる場面において男女が共同して参画する仕組みづくりを支援していく必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」と連動して、女性の人権が尊重されるまちづくりに努めます。
- ・女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力や人権侵害根絶に向けての啓発に努めます。

② 相談体制の充実

- ・女性に対するセクシュアルハラスメントやDVなど様々な悩みに対応できるよう大阪府などと連携を図り、相談体制の充実に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員が男女共同参画への理解を深めるための研修機会を設け、男女共同参画の観点で人材育成に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・女性のニーズに対応した様々な人権問題の情報収集に努めるとともに、女性を支援するための情報提供機能の充実に努めます。
- ・女性の人権が尊重される社会づくりをめざし、女性が社会の様々な役割を担い活躍できるよう、様々な気づきの機会を提供します。

⑤ 協働の取組み

- ・庁内に設置している「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」において施策を総合的に推進できるように庁内推進体制の一層の強化を図ります。
- ・大阪府女性相談センター、南河内男女共同参画社会研究会、事業者、地域団体など関係機関と連携を図りながら効果的に推進します。
- ・村が設置する審議会・委員会などの委員選定においては、女性の登用と参画を促進します。

(3) 高齢者の人権

【現状と課題】

- 要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加にともなって、家庭や施設における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限など、高齢者への人権侵害が発生しています。また、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否などの社会問題も多く発生しています。
- このような高齢者を取り巻く環境が悪化するなかで、健康で安心して生活できるよう、家庭、地域、社会全体が高齢者に対する人権侵害の防止と支援に努める必要があります。また、高齢者が長く住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし、千早赤阪村を構成する大切な一員として人々に尊重されるとともに、様々な活動に参加・交流できる地域づくりが求められます。
- 本村の高齢化率は令和3年3月31日現在で、45.4%となっており、令和22年では60.4%（国立社会保障・人口問題研究所）になると予測されています。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・高齢者は、長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であり、尊敬の念をもって接する必要があること、年齢にかかわらず、一人の人間として尊重し、その意向や意見を十分聞くこと、プライバシーに十分配慮する必要があることなどについて意識啓発を行います。

② 相談体制の充実

- ・地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、介護サービスなどについてだけでなく、介護が必要な人を支える家族なども気軽に相談しやすい環境の整備に努めます。
- ・役場関係各課や、社会福祉協議会など、あらゆる関係機関を窓口として、民生委員、地区福祉委員などとも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。
- ・生活困窮状態にある高齢者に対して、自立支援相談機関「はーと・ほっと相談室」と連携した相談支援を行います。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員を対象として高齢者の人権に関する理解を深めるため、実践的な研修機会の充実に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・高齢者の人権問題の早期発見に努め、家庭・施設などでの人権問題が深刻化しないよう、必要な支援情報を提供する仕組みづくりに取組みます。また、就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センターと連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。

⑤ 協働の取組み

- ・高齢者の人権が守られるまちづくりを推進するため、千早赤阪村人権協会と連携を図るとともに、大阪府、（一財）大阪府人権協会などとも十分な連携に努めます。

(4) 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 日常生活の様々な場面において、障がいのあることを理由として、差別的な扱いや偏見を受け、移動に不自由を強いられたり、教育・就労・文化活動・政治参加など社会参加の機会が少なかったり、人として自立的に自分らしい生活を営むことが困難な状況が続いています。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての人々の自律的な働きによって、お互いの人権を尊重し、理解し合いながら共生する社会づくりを推進することが必要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・障がいへの正しい理解を深めるための教育・啓発、また、障がいのある人自身への権利の教育・啓発活動に取り組みます。
- ・障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深め、差別や偏見の解消のための啓発活動を展開します。

② 相談体制の充実

- ・障がいのある人へのサポートはもちろんのこと、それを支える家族への支援が求められています。障がいのある人の高齢化とともに、それを支える家族など的高齢化への対応や、親なき後のサポート体制も必要です。障がいのある人やその家族、地域住民などが、各種サービスについて総合的に相談できる窓口・支援体制の充実を図っていきます。
- ・保健センターや、社会福祉協議会、また地域の相談の拠点として、総合的な相談業務を行っている基幹型相談支援センター（科長の郷）など、あらゆる関係機関を窓口として、民生委員、地区福祉委員などとも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員に対して、障害者差別解消法における合理的配慮の提供など、各法に基づく知識や適切な対応を身につけるための研修実施に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・障害者差別解消法第一条の「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という目的のもと、各種情報の収集や提供に努めます。

⑤ 協働の取組み

- ・障がいのある人に対する人権尊重のまちづくりを推進するため、千早赤阪村人権協会と連携を図るとともに、大阪府、（一財）大阪府人権協会などと十分な連携に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加を促進する施策を推進するため、大阪府障がい者自立相談支援センター、河南町・太子町及び千早赤阪村地域自立支援協議会などとの連携を一層深めます。

(5) 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

- 部落差別は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、同和地区出身の人が、長い間、自由と平等などが保障されず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれ、現在でも日常生活上で差別が発生するなど日本固有の人権問題です。
- 平成28年に「部落差別解消法」が施行されましたが、結婚や住宅購入時などに同和地区をさげようとする差別意識が依然として存在しています。さらに戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引での土地調査、インターネット上の差別動画や差別書き込みの問題も発生しています。また同和問題を口実に、企業や行政機関への不当な圧力をかけ寄付金を要求するなど、いわゆる「えせ同和行爲」も同和問題の解決を阻む要因です。
- 部落差別解消に向けて、村民一人ひとりが部落差別の現状を知り、正しい理解を深めて行動できるように、人権教育・啓発や相談体制を充実していくことが重要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ 部落差別に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権問題講演会の開催、広報紙・啓発冊子をはじめ総合的な人権施策を推進する中で、村民の人権意識を醸成するよう啓発活動に努めます。
- ・ 「千早赤阪村人権教育基本方針」及び「千早赤阪村同和教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて、人権尊重の精神を貫き、同和問題に対する認識を深め、実践力に富む人間の育成に努めます。

② 相談体制の充実

- ・ 市内の様々な相談窓口のネットワーク化を図り、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・ 村職員・教職員が同和問題を自らの課題としてとらえ、解決に向けて行動できるような研修や学習機会の充実に努めます。

④ 情報の収集・提供機能の充実

- ・ 人権問題に関する情報収集・提供の充実や人権意識向上に資する啓発機会の拡充に努めます。

⑤ 協働の取組み

- ・ 同和問題解決への円滑かつ効果的な推進を図るため、千早赤阪村人権協会などと連携を図るとともに、大阪府、(一財)大阪府人権協会などとも十分な連携に努めます。
- ・ 河南町、太子町、千早赤阪村企業人権協議会と連携し、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と、差別のない職場づくりの活動の促進に努めます。

(6) 外国人の人権

【現状と課題】

- 国際化の進展による外国人労働者や居住者の急速な増加により、外国人であることを理由にした就職や入居を断られたりするなど、外国人に関する人権問題が顕在化しています。また、特定の民族や国籍の人々を排除しようとするヘイトスピーチを禁止するための「ヘイトスピーチ解消法」が平成 28 年に施行され、ヘイトスピーチをともなう大規模デモなどは減少しましたが、その一方で、インターネット上の差別的な書き込みは後を絶ちません。
- 言葉や生活文化の違いにより、外国人が地域の中で誰にも相談できずに様々な課題を抱えたまま孤立化したり、周辺住民と摩擦やトラブルが発生したりすることもあります。
- 人口減少が続く本村においては、村に関心のある人々を迎えることは大切なことであり、多様な生活習慣や文化について互いの違いを認め合い、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・国際化社会を迎え、村民の国際理解、国際協調を深めるための啓発を推進します。特に、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国などの人々に対する差別や偏見を解消するため、正しい文化・歴史認識の醸成を図る教育・啓発活動の充実に努めます。
- ・学校教育においては、平成 13 年に千早赤阪村教育委員会が策定した「在日外国人教育の指導についての指針」に基づき、他の国の人々の生活や文化を体験することにより、一層他の国への理解を深める多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒を育む学校教育を推進します。

② 相談体制の充実

- ・外国人が安心して地域で生活できるよう、大阪府国際交流財団や近隣の国際交流協会などと連携しながら、困った時に相談しやすい体制の充実に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・村職員・教職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、研修会や講演会の機会の充実に努めます。また、在日外国人教育の推進のため、教職員研修の充実に努めます。

(7) 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

- 性のあり方には、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」「表現する性」の構成要素があり、人それぞれの性の要素は異なります。しかし社会では、一般的な男女の性は「からだの性」と「こころの性」が一致し、異性愛を当然とする認識が大多数を占めています。こうしたなか、性的マイノリティに対する差別や偏見、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するといった問題が起こっています。
- 千早赤阪村男女共同参画推進条例では「性別を理由とする差別的取扱い」や「性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対する人権侵害」を行ってはならないと規定されています。
- 性的マイノリティの人々への理解と共生するまちづくりを進め、差別や偏見がなく、性的指向や性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きる社会を実現していくことが求められています。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識を広める啓発活動を推進します。
- ・学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについて学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。

② 相談体制の充実

- ・性の多様なあり方を認める社会の実現をめざして、専門相談機関と連携しながら相談しやすい体制の充実に努めます。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・性的マイノリティに対する理解と適切な対応を学ぶため、村職員・教職員に対して、研修に組み込みます。

④ 協働の取組み

- ・差別や偏見がなく、性的指向や性自認の多様性が尊重されるために、専門機関と連携を図ります。
- ・河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会や事業者と連携して、性的マイノリティの人が働きやすい職場づくりの促進に努めます。

(8) 職場等におけるハラスメント

【現状と課題】

- 令和2年にパワーハラスメント防止法が施行され、職場などにおける様々なハラスメントへの対策に加え、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられました。

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントがあります。また、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）なども重大な問題です。

- 企業だけではなく、働く人の意識啓発を促進し、ハラスメントは人権侵害であるという認識を高めていくとともに、対等な職場環境づくりをめざす必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・ハラスメントの根絶をめざして、学校など様々な機会において、協力・連携しながら、ハラスメントの認識・理解、防止に向けて啓発・広報活動に取り組めます。
- ・職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど全てのハラスメントを根絶するため、村立学校においては、それぞれ指針を作成するとともに、企業に対して積極的に啓発・広報活動を推進します。

② 相談体制の充実

- ・ハラスメントに悩んでいるすべての人を支援するため、安心して相談できる各種相談窓口や必要な情報提供を行います。

③ 協働の取組み

- ・河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会や事業者と連携して、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進に努めます。

(9) インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

- インターネットは、誰でも、いつでも、簡単に世界の情報にアクセスできるとともに、容易に情報を発信できる双方向性のメディアであり、インターネットショッピングやインターネットバンキングなど生活の利便性を高めるとともに、誰とでも情報交流できる新たなコミュニケーションツール（SNS など）として、あらゆる年代の人々に利用されています。

しかし、匿名性の高いメディア特性のため、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長する有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

- 情報発信者の一人ひとりが人権意識を高め、匿名性の高いメディアにおいて情報発信する責任を自覚するとともに、利用者はさまざまな情報に振り回されることなく、主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高める必要があります。

インターネットを悪用した犯罪に子どもたちが巻き込まれることがないように、インターネットを安全・適切に利用するため、保護者と子どもが話し合い、利用のルールづくりやフィルタリングサービスの利用などの予防対策が必要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・インターネットの利用にあたって、情報の収集・発信について個人情報や人を傷つける情報を流さないなど、適正利用に関する教育・啓発活動に努めます。

② 相談体制の充実

- ・当事者の立場に立った相談員による相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

③ 職員の人権意識の高揚

- ・インターネット上や SNS を使用した差別書き込みなどの現状や問題点、その対応策などについて村職員・教職員に対して理解を深める研修会の実施に努めます。

④ 協働の取組み

- ・インターネット上や SNS での人権侵害については、法務局などの関係機関と連携しながら迅速な対応を行います。
- ・千早赤阪村人権協会と連携を図るとともに、大阪府、（一財）大阪府人権協会など関係機関との連携を図りながら啓発活動を効果的に推進します。

(10) 感染症に起因する人権侵害

1 新型コロナウイルスに起因する人権侵害

【現状と課題】

- 新型コロナウイルスの収束しない感染拡大に対する恐れから、感染者やその家族を忌避の対象にする行為や子どもたちの通園・登校拒否、ビラ、電話、SNS での中傷・非難などや、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちへも、差別や偏見、排除といった反応が起こっています。
- 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、そしてその家族に対する差別や偏見を解消するためには、新型コロナウイルスに対する知識、感染の防止、感染者の治療、病後回復などの正しい知識を教育・啓発していくとともに、他者への差別や排除が人権侵害であることをしっかり理解することが必要です。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者などに対する差別や偏見の解消に向けて、新型コロナウイルス感染症に関する知識の教育・啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- ・コロナ禍が新たな貧困と格差の拡大を生み出さないよう関係機関と連携し、人権の視点に立った相談窓口の充実を図ります。

2 ハンセン病回復者に関する人権

【現状と課題】

- ハンセン病はらい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。
- 古くから施設入所を強制する隔離政策がとられ、昭和 28 年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、平成 8 年に「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、ようやく強制隔離政策は終結しました。療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、入所者自身の高齢化などから病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。
- 国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復等の措置が図られつつありますが、まだ、社会には根強く残る患者や元患者に対する差別や偏見・忌避意識などがあり、これらの誤った認識の解消に向けて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・関係機関などと連携し、ハンセン病に対する歴史的経緯と正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- ・当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

3 HIV 感染者に関する人権

【現状と課題】

- HIV 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。
- 感染力は弱く、感染経路も限られていることから、正しい予防知識を身につけていれば日常生活で感染することはありません。
- エイズ患者の社会の認識や受入れは、行政機関などのこれまでの取組みの結果、少しずつ進みつつありますが、依然として差別や偏見、プライバシー侵害などの問題があります。正しい知識や患者に対する理解を深め、予防に努めつつ差別や偏見の解消を図る必要があります。

【具体的な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

- ・関係機関などと連携し、エイズの感染症予防を進めるとともにエイズについての正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ・小中学校においては、児童生徒の発育段階に応じた性教育を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めます。

② 相談体制の充実

- ・当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

(11) その他の様々な人々の人権

1 犯罪被害者とその家族の人権

【現状と課題】

- 犯罪被害者やその家族が受ける人権侵害が問題となっています。犯罪被害者やその家族は、身体を傷つけられたり、財産を盗られるといった直接的被害だけではなく、周囲の人々の偏見・無責任なうわさや中傷、マスメディアによる過度の取材や報道などによる二次的な精神的被害を受ける場合があります。

【具体的な取組み】

- 私たちは、誰もが犯罪被害者やその家族となる可能性があります。そうした人々の立場に立って、一人ひとりの偏見や差別意識を解消するための啓発活動に努めるとともに、関係機関が連携した相談支援活動に努めます。

2 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対して、就職や居住に関する差別や偏見の問題があり厳しい状況におかれながらも社会復帰をめざす人たちがいます。
- 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、村の保護司や更生保護女性会の指導や助言、また家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

【具体的な取組み】

- 差別や偏見を解消し共生社会づくりに向けた啓発活動を推進するとともに、大阪府や関係機関、団体などと連携し、社会復帰に適した環境整備に取り組めます。

3 自殺や自死遺族に関する人権

【現状と課題】

- 村では、自殺対策基本法に基づき、「いのちを支える千早赤阪村自殺対策計画」を策定しました。すべての村民が相互に支え合うことで、誰もが自殺に追い込まれることなく、生きがいをもって心身ともに健康に過ごせる村の実現をめざし、村民や地域、関係機関、事業主、学校などと連携・協働することにより「生きることの包括的な支援」に取り組んでいます。
- 人々が互いにしっかりと支え合い、自殺を未然に防止し、すべての村民が明るく生き生きと暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。

【具体的な取組み】

- すべての村民への自殺対策教育と啓発推進
 - ・すべての村民が自らのこころの健康に関心を持ち健全な生活を維持するとともに、自分の心が不調になった場合や周りの人の心の不調に気付いた場合に適切な対応が行えるよう、自殺防止をめざした教育・啓発活動を推進します。
 - ・家庭や学校などの教育機関と連携し、児童・生徒の心が不調な時に周りの信頼できる大人に助けを求められるよう、安心できる相談体制づくりを推進します。

- 自殺リスクを低下させるための支援
 - ・「生きることの包括的な支援」を推進し、自殺未遂者や自死遺族に対する支援体制の充実に取組みます。
- 地域におけるネットワークづくり
 - ・誰もが自殺に追い込まれることのない健やかで健全な社会の実現に向けて、全庁的な連携体制を構築し、村民、地域、関係機関、事業主、学校などとのネットワークづくりを推進します。

4 アイヌの人々の人権

【現状と課題】

- 明治政府によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を禁止する同化政策が行われ、その独自の文化が失われてしまいました。

【具体的な取組み】

- 令和元年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されました。アイヌであることを理由とした差別などの禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められています。アイヌの人々に対する正しい理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発活動に取り組めます。

5 北朝鮮による拉致問題

【現状と課題】

- 昭和40年～50年代に、多くの日本人が不自然な形で行方不明になる事象が多発し、これらの多くは北朝鮮当局による拉致の疑いがあることが判明したため、政府は機会があるごとに問題提起してきました。その後、日朝首脳会議において、当局側は日本人の拉致を認め、謝罪し、5名の拉致被害者の帰国が実現したものの、他に認定されている拉致被害者の情報は、今なお十分に提供されておらず、安否不明の状態となっています。

【具体的な取組み】

- 拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていくため啓発活動に取り組めます。

6 ホームレスの人権

【現状と課題】

- ホームレス状態にある人は、自立の意思がありながら野宿生活を余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることが困難な状況にあります。

【具体的な取組み】

- 平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者が増加しています。ホームレスに対する差別や偏見をなくすとともに、各種相談や自立支援などに努めることが重要であり、人権侵害に対しては、関係機関の連携による適切な対応に努めます。

第4章 推進プランの体制と進行管理

1. 推進体制

(1) 千早赤阪村人権施策推進本部の設置

人権施策の総合的な推進を図るため、村長を本部長とし、各課の課長などで構成する「千早赤阪村人権施策推進本部」を定期的を開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

また、各課の課長代理などで構成する幹事会を定期的を開催し、「千早赤阪村人権施策推進本部」の円滑な運営にあたります。

(2) 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会

千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例に基づき設置している千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会を開催し、推進プランの進捗状況の報告に基づく審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(3) 職員の人権研修の推進

人権行政を担う村職員の人権意識をより高めるため、計画的な人権研修に取り組むとともに、自主的な人権学習を支援します。

(4) 国、大阪府、近隣自治体・関係団体などとの連携

国や大阪府、近隣自治体及び関係団体との連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うため、人権に関する研修会の実施や情報交換に取り組めます。

(5) 村民・事業者等との連携

人権施策は村の主体性のもと、村民・地域団体、事業者などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに協力・連携を進めていきます。また人権に関する活動への様々な支援を通じて、協働体制やネットワーク化につなげるよう努めます。

2. 進行管理

千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会の開催などを通じて、様々な意見聴取を行い、千早赤阪村人権施策推進本部が、本計画に掲げた人権課題を把握し定期的に点検することで、適切な進行管理を行います。